

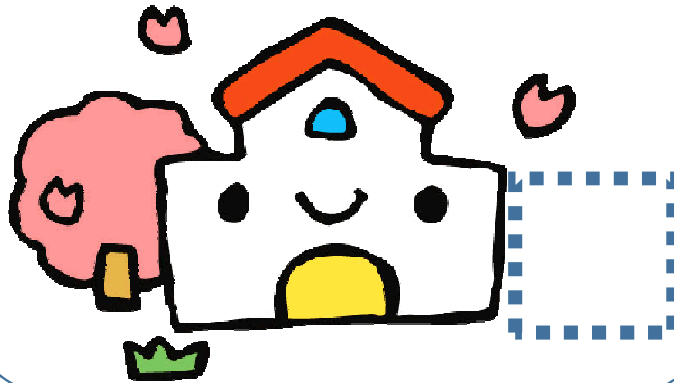
# 保育の供給量について

- 1 供給量確保プラン案
- 2 小規模保育事業の概要
- 3 幼保連携型認定こども園の概要

# 供給量確保プラン案

目標90名

私立保育園の定員増



社会福祉法人による  
小規模保育の実施  
1ヶ所につき19名以下



A幼稚園



B幼稚園



C幼稚園

幼稚園を社会福祉法人に譲渡  
(貸与) し私立認定こども園開設



A幼稚園



B保育園

## 小規模保育事業の概要

### ＜地域型保育事業＞…3歳未満の保育の必要性のある児童を対象

○子ども・子育て支援新制度では、教育・保育施設を対象とする施設型給付・委託費に加え、以下の保育を市町村の認可事業（地域型保育事業）として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象となる。

- ◇小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- ◇家庭的保育（利用定員5人以下）…保育ママ
- ◇居宅訪問型保育…ベビーシッター
- ◇事業所内保育（事業所の子どものほか、保育を必要とする地域の子どもにも提供）

### ○小規模保育事業のコンセプト

- ◆待機児童対策や児童減少地域の保育基盤維持など、地域の実情に応じた多様な目的に活用できること。
- ◆多様な主体が、多様なスペースを活用して質の高い保育を提供できること。

### ○総社市が計画する小規模保育⇒保育所分園型小規模保育（保育所本園との連携が前提）

- ◇保育従事者及び職員数…保育所と同様
- ◇施設・面積基準（参酌基準）…保育所と同様
- ◇給食（自園調理）…本園からの搬入で可
- ◇3歳児からの受入は、保育所本園における連携体制で対応

※その他保育所本園からの支援の例…給食、嘱託医（健康診断）、園庭開放、合同保育、後方支援、行事への参加など

（主な課題）

- 1 公立幼稚園の空き教室を利用した場合における施設改修及び施設の維持管理
- 2 公立幼稚園との利用調整
- 3 3歳児からの受入れ先の確保

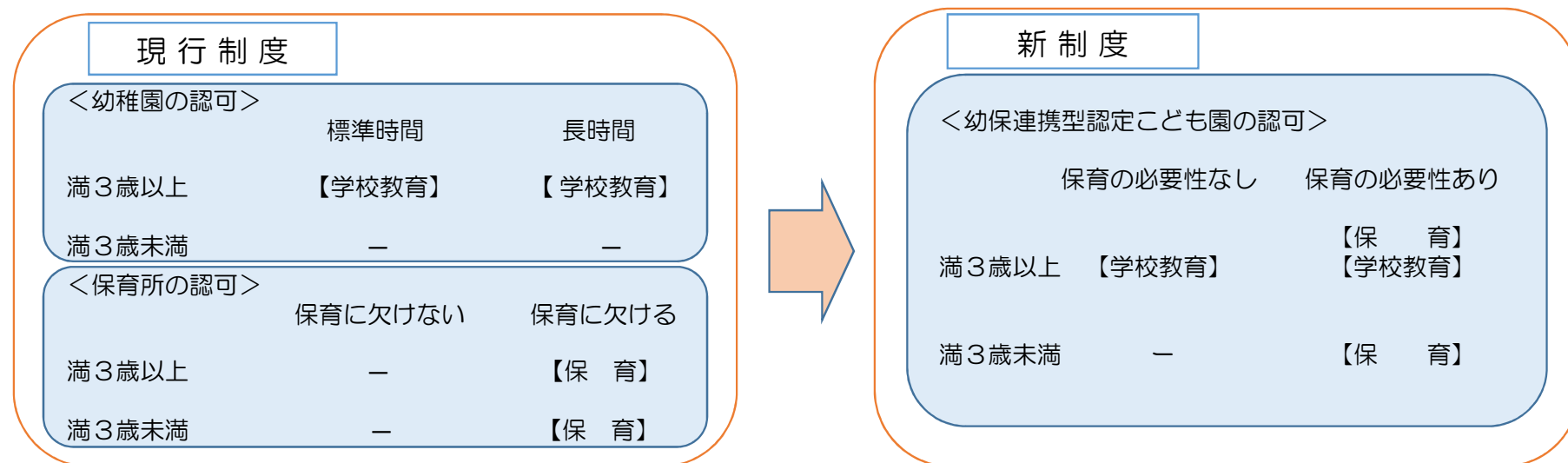
## 幼保連携型認定こども園の概要

○学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とする。

- ア 満3歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育を提供。  
 また、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。  
 イ 保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供。

○学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づける。

○幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。



○総社市が計画する私立認定こども園・・・公立幼稚園と隣接している私立保育所へ幼稚園を譲渡(貸与)して実施

- (主な課題) 1 譲渡(貸与)が可能かどうか。  
 2 社会福祉法人が実施するかどうか。  
 3 公立幼稚園がなくなることについての地元への理解。